

事業目的

地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設等の安全・安心を確保するため、スプリンクラー未設置施設の整備や、認知症高齢者グループホーム等の耐震化・防災対策等を推進する。

事業概要

①既存高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成27年4月から原則として自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設等にスプリンクラーの設置が義務づけられている。本事業は、平成30年4月以降、スプリンクラーの設置義務が生じた施設(※)について、早急に整備を行う。

②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修や施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する。

①既存高齢者施設等のスプリンクラー整備支援事業

施設種別	助成単価
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 ※定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当する施設	○スプリンクラー設備(1,000㎡未満の場合に限る) ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,260円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,260円/㎡+2,320千円/1施設 ・自動火災報知設備を整備する場合 1,030千円/1施設 ・消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合 310千円/1施設

②認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

施設種別	助成単価
小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模介護老人保健施設	14,700千円以内/1施設
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等	7,370千円以内/1施設

